

令和 4 年 6 月 3 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18H00808

研究課題名（和文）消費者信用法制の新段階の検証 法規制の態様・存在形式・内容の総合的検討の試み

研究課題名（英文）New Stage of Consumer Law : Consumer Contracts and Credit

研究代表者

丸山 絵美子 (Maruyama, Emiko)

慶應義塾大学・法学部（三田）・教授

研究者番号：80250661

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,200,000円

研究成果の概要（和文）：消費者契約法制、消費者信用法制を題材に、消費者法は何を旨とする法制なのか、法規制の存在形式の意義、隣接諸科学（経済学、行動経済学等）と法学の協働の在り方、目的達成に必要な規範形成、諸手段の選択、立法の事前・事後評価という課題に取り組んだ。研究成果として、効率性概念の意義の明確化を図り、経済学や行動経済学を用いて消費者契約法制および消費者信用法制について問題の特定と解決策の提言を行い、ルールvs.スタンダード論などを踏まえた立法の形式に関する考え方の明確化し、法の実現主体の選択・協働のあり方について、整理・提言を試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

諸外国においては、消費者政策・消費者信用法制に関する法と行動経済学や実証研究が進展しているところ、日本の消費者政策においても、法と行動経済学の実践を示すことや規範の存在形式、過剰規制/過少規制の理論的意味を明確化することが求められていた。本研究では、日本の消費者法制が具体性の高い・射程の狭い規範を設定する傾向にある原因の解明や理論的検討を行い、消費者契約法・消費者信用法について、行動経済学等の知見を踏まえた、既存法制の評価や解釈・立法に際してのアイデアを、従来の法学研究にはみられなかった視点から提言するものである。今後の消費者政策や消費者立法のあり方に寄与する理論分析・提言を行っている。

研究成果の概要（英文）：Regarding the consumer contract legislation and consumer credit legislation, We tackled the following challenges: what is the consumer law aimed at, the significance of the existence form of legal norms, and collaboration of economics, behavioral economics and law, better mix of regulatory measures pre- and post-evaluation of legislation. As a research result, we clarified the significance of the concept of efficiency, identified problems and proposed solutions to consumer contract legislation and consumer credit legislation using economics and behavioral economics, and based on rule vs. standard theory etc., we clarified the way of thinking about the form of legislation, and tried to organize and propose the way of selecting and collaborating with regulatory measures.

研究分野：民法、消費者法

キーワード：消費者法 行動経済学 消費者契約法 消費者信用 消費者政策

1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初の背景として、世界では消費者信用法制の領域を先駆として、行動経済学など隣接諸科学の消費者研究の知見に基づく法学研究が実践されており、消費者政策や消費者法制の設計に際しても、強い影響を与え、とりわけリーマンショックを契機とする世界金融危機以降、心理学等の実証研究、行動経済学と法学による政策提言が進展をみせていたところ、日本においては、日本の実情や判例法理、歴史的背景から 2006 年の貸金業法改正があったためか、法の経済分析などを踏まえた消費者法政策、行動経済学の法学への取り込みはそれほど進展を見せていない状況にあった。本研究では、消費者信用法制における議論のあり方を出発点としつつ、消費者法に係る基礎理論的研究を進展させるため、従来の法学研究・消費者法研究において不十分であった、「規制の態様」、「規制の存在形式」、「規制の内容」の三層構造を意識して、行動経済学など隣接諸科学の消費者研究を法的概念・言説に転換する作業を踏まえた規制内容の検討、ルール vs. スタンダード論などを踏まえた規制の存在形式の検討などを行い、政策論を意識した立法論・解釈論の提言を行う必要があるとして、共同研究が組織された。

2. 研究の目的

本研究の目的は、消費者法の立法・解釈が抱えていると思われる問題について、今後の立法論・解釈論に寄与するために、基礎理論・総論レベルでの重要な課題の整理を行い、それを消費者信用法制や消費者契約法制などの法制度設計・解釈論のあり方として実践してみるというものである。研究当初のブレインストーミングにより、さらに、総論的課題は、価値論の正確な理解、消費者保護法制は何をどのように守るためにあるのかについて、議論のための概念・言語を共有すること、法規範の存在形式の意義/過剰規制・過少規制の意味するところを明確化すること、隣接諸科学と法学との関係、とくに法の経済分析、行動経済学の位置づけと法学への取込みのあり方を考えること、目的達成のための法的諸手段の選択ととの関係を整理すること、「立法」の事前事後評価の現状と課題である。このような総論的課題を踏まえたうえで、各論的検討として、日本の消費者契約法制、消費者信用法制を中心に、法規範の設計・法解釈のあり方を実践してみるというものに整理された。

3. 研究の方法

研究の方法としては、総論的理論研究および消費者契約法制全般を検討する研究者と消費者信用法制について具体的に検討する研究者に役割分担を行い、各分担研究領域について、諸外国や理論的に参考となる書籍・資料の分析を通じて、担当者が報告を行い、これについて研究会で討議をし、最終的な研究成果にまとめ上げるという方法を採用した。

また、この分野において専門知見のある海外研究者を訪問しての知見の獲得を行い、研究が一定程度進んだ段階で、隣接諸科学の研究者として行動経済学の知見のある研究者との意見交換をすることを予定した。さらに、消費者法政策の現場である実務家との意見交換を行い、研究成果を関連学会員や消費者法に携わる実務家と共有し、意見を聴取するという方を通じて、立法・解釈の現場に寄与する知見を提供することを目指した。

4. 研究成果

研究期間初年度に行った海外研究者(ベルギーカトリックルーヴァン大学の Anne-Lise Sibonu 教授、イギリスウォリック大学の Christian Twigg-Flesner 教授)に対するインタビューを通じて、EU 消費者法政策における行動経済学の利用や実証研究の動向について、有益な示唆が得られた。たとえば、消費者の限定合理性と過剰規制への懸念については、消費者保護政策における介入のレベルをいかに設定する場合でも、現実に人々はいかに行動するかの知見は有用であり、保護レベルの設定という争点と、いかに保護手段を組織すれば実効的となるかという争点を区別すべきことなどを議論できた(詳細は、アンネリーゼ・シボニー/丸山絵美子訳「データと議論」慶應法学研究 92 巻 7 号 8 号参照)。

その後、担当者による報告と研究会における討議を経て、以下の研究成果を対外的に公表することができた。法と経済学会(2020 年度)雑誌による研究成果発表、座談会(2021 年)の討議を経ているが、最終的な研究成果は、学会や実務家からいただいた意見も踏まえながら、書籍(『消費者法の作り方』)にまとめられている。概要は以下の通りである。

(1) まず、出発点において、消費者法政策に関する欧州の動向を概観することから、EU と日本における法政策の文脈の違いを理解したうえで、グローバル市場競争における戦略的政策の一手段としての消費者保護政策という発想自体、EU から学ぶべきところが多いであろうし、とくに消費者私法の形成にあたっては、ヨーロッパにおいて、一方で、法典と文化等に関する議論を背景として欧州の私法統一化が困難化したこと、他方で、戦略的技術的消費者法民事ルールの進展は促進されていることに注目できることが指摘された。(丸山絵美子) また、行動経済学の入門的説明を行い、日本法への課題としては、どのようなバイアスに注目するかに対する議論の深化の必要性が指摘された。(西内康人)

(2) 基礎理論研究として、「価値と分配と効率性」というテーマを設定し、消費者法は何を目指す法制なのかを考えるうえで言語を共有し、法律家の実質的利益考量の内実を理解するための基礎的な検討を提供した。そこでは、主観主義、客観主義の考え方と功利・幸福・福利そして

効率性の意味するところが明らかとされ折衷説の可能性と問題点などが指摘された。(大屋雄裕)

(3)「契約締結過程と行動経済学」の検討においては、行動経済学の助けを借りて、消費者契約の締結過程において、法的に対処すべき問題状況を描き出し、規律の内容を考えるという隣接諸科学と法学との協働の実践が示された。社会的に禁圧されるべき契約誘因はどのようなものであるかを、経済学の助けを借りてモデル化したうえで、具体的素材としては、消費者契約法4条の説明可能性と拡張可能性を、楽観主義や自信過剰バイアスなどの消費者の心理的傾向を踏まえ基礎づける検討を展開した。(西内康人)

(4)「消費者法分野における民事立法の形式をめぐって」という基礎理論的検討においては、消費者契約法の立法の現場で長年議論されてきた、「規範の存在形式」「過剰規制/過少規制」に関する錯綜する議論状況について、今後の立法時に参照が欠かせない理論的整理が示された。分析によれば、頻度の高い定型的な消費者紛争においては、ルールを採用することが適切となり、頻度が高くなく立法時に十分な情報のない紛争に対応するための規制はスタンダード型が望ましくなるという分析や、行動経済学の知見を活かした場合、バイアスを抱えた消費者を救済しつつ、バイアスを抱えていない消費者に影響を及ぼさないといった規範設計の視点が重要となることなどを指摘した。(吉政知広)

(5)「契約形成の主体・権限分配」という新しい観点からの「消費者契約の協働形成に関する一考察」という検討では、法と経済学の知見を踏まえ消費者法を考察された。消費者問題における適切な判断者は誰かという観点から、市場による実現、裁判所による実現、専門性のある行政機関による実現など誰が担うことがもっとも消費者厚生を増加させるかという観点から、従来の公私協働論を補充する検討を示した。(松田貴文)

(6)「消費者法の規範・実現主体のベターミックスはいかにして可能か」というテーマ設定による検討では、消費者法の規範形成、実現主体の選択・協働に関する議論のあり方について、不公正な取引行為の規整を題材に、整理・提言を試みた。思考プロセスの整理として、知財法分野の知見からも示唆を受けつつ、第一に、消費者契約に対する介入のベースラインについて価値論や消費者像を意識した検討を行う、第二に、規範の存在形式・判断主体、規整方法、執行の在り方について、経済学の助力を借りる、という観点からの検討を試み、多元的考察の必要性和不公正な取引類型別の対応の方向性を示した。(丸山絵美子)

(7)「企業における行動学的転回と消費者取引規制のあり方」という企業行動と行動経済学という難題については、従前の経済学で説明できるのか、行動経済学を持ち出す必要があるかなど精緻な分析を示した。経済学を踏まえない安易な行動経済学に警鐘を鳴らしつつ、企業の過度の法令遵守バイアスなどを指摘した。(得津晶)

(8)「消費貸借法制と行動経済学」の検討では、消費貸借法制の内容規制と契約締結時の情報提供について、正当化論拠を深める、議論を精緻化するなど法と行動経済学アプローチが解釈論・立法論に寄与するあり方を可視化された。契約締結時の情報提供に関しては、書面のもつ意義を保証と消費貸借の相違を踏まえ検討し、契約締結後の情報提供に関しては、消費者に対するリマインドなど行動経済学における知見も踏まえた提案をしている。(西内康人)

(9)比較法の調査研究として「英国ペイデー・ローン規制にみる消費者信用法制」を取り上げ、英国における規制導入に際しての経済学の知見の利用のあり方を手堅い比較法手法によって提示したうえで、規制導入後の市場調査の方法など、立法の事後評価の在り方について実践例を紹介し、検討を行った。(牧佐智代)

(10)「消費者信用に関する国際的な規範形成」について、FinCoNetのガイダンスなどを詳細に分析し、非拘束的文書の影響や監督官庁の行動背景についても考察をめぐらし、消費者信用にとどまらない規範形成に関する示唆を引き出した。日本は、2006年に貸金業法を改正し、消費者信用市場を包括的に再規制していることもあり、世界金融危機後の国際的規範形成の動向を踏まえた具体的立法等は見出しがたい状況にあるが、銀行カードローン問題の対応などにFinCoNetのガイダンスなどとの共通の視点がみられることを指摘した。(横溝大)

(11)「消費者法制と税制」については、考察が手薄なテーマ領域であったが、税制が消費者行動に与える影響や消費者問題を悪化させる可能性などを示した。(高橋祐介)

以上、消費者信用法制、消費者契約法制を題材に、消費者法の規範形成にかかわる重要な理論的考察を研究成果として公表し、学会・実務からの評価・意見を得ることができた。

引用文献

1. アンネリーゼ・シボニー / 丸山絵美子訳「データと議論」慶應法学研究 92 巻 7 号 1-29 頁、8 号 1-34 頁 (横書頁数)
2. 丸山絵美子編著『消費者法の作り方 実効性のある法政策を求めて』(日本評論社、2022 年)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計19件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 西内康人	4. 巻 1569号
2. 論文標題 電子契約、スマートコントラクトと契約法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 18-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山絵美子	4. 巻 53号
2. 論文標題 約款論を問い直す	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 33-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山絵美子、吉政知広、西内康人、得津晶、福島成洋、室岡健志	4. 巻 93巻10号
2. 論文標題 消費者法の改正動向を論じる	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 64-84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田貴文	4. 巻 92巻4号
2. 論文標題 消費者契約の協働的形成に関する一考察（下）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 100-104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西内康人	4. 巻 92巻5号
2. 論文標題 消費貸借法制と行動経済学	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 137-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 牧佐智代	4. 巻 92巻6号
2. 論文標題 英国ペイデー・ローン規制にみる消費者信用法制	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 94-100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 得津晶	4. 巻 92巻8号
2. 論文標題 企業における行動学的転回と消費者取引規制の在り方	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 116-121
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山絵美子	4. 巻 92巻9号
2. 論文標題 消費者法の規範・実現主体のベターミックスはいかにして可能か	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 130-136
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横溝大	4. 巻 92巻10号
2. 論文標題 消費者信用に関する国際的な規範形成	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 111-117
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋祐介	4. 巻 91巻11号
2. 論文標題 消費者法制と税法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 124-129
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山絵美子 西内康人	4. 巻 91巻11号
2. 論文標題 消費者法の作り方	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 88-94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大屋雄裕	4. 巻 91巻12号
2. 論文標題 価値と分配と効率性：消費者法の位置付けの前	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 108-114
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉政知広	4. 巻 92巻1号
2. 論文標題 消費者法分野における民事立法の形式をめぐって(上)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 104-107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉政知広	4. 巻 92巻2号
2. 論文標題 消費者法分野における民事立法の形式をめぐって(下)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 104-107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田貴文	4. 巻 92巻3号
2. 論文標題 消費者契約の協働的形成に関する一考察(上)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 88-92
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西内康人	4. 巻 456
2. 論文標題 契約成立と「書面」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 18-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山絵美子	4. 巻 1527
2. 論文標題 消費者契約法の改正と消費者取消権	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 54-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 アンネリーゼ・シボニー / 丸山絵美子訳	4. 巻 92巻7号
2. 論文標題 「データと議論」上	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 慶應法学研究	6. 最初と最後の頁 1-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 アンネリーゼ・シボニー / 丸山絵美子訳	4. 巻 92巻8号
2. 論文標題 「データと議論」下	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 慶應法学研究	6. 最初と最後の頁 1-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 丸山絵美子
2. 発表標題 消費者法の作り方 消費者法の規範・実現主体のベターミックスはいかにして可能か？
3. 学会等名 法と経済学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 吉政知広
2. 発表標題 消費者法の作り方 消費者法分野における民事立法の形式總論的課題
3. 学会等名 法と経済学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西内康人
2. 発表標題 消費者法の作り方 契約締結過程と行動経済学 問題の設定
3. 学会等名 法と経済学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 松田貴文
2. 発表標題 消費者法の作り方 消費者契約の協働形成
3. 学会等名 法と経済学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 丸山 絵美子、西内康人、大屋雄裕、吉政知広、松田貴文、得津晶、牧佐智代、横溝大、高橋佑介、森貞涼 介、福島成洋、室岡健志	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 256
3. 書名 消費者法の作り方	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	大屋 雄裕 (Ohya Takehiro) (00292813)	慶應義塾大学・法学部(三田)・教授 (32612)	
研究分担者	横溝 大 (Yokomizo Dai) (00293332)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	
研究分担者	松田 貴文 (Matsuda Takafumi) (00761488)	名古屋大学・法政国際教育協力研究センター・教授 (13901)	
研究分担者	得津 晶 (Tokutsu Akira) (30376389)	東北大学・法学研究科・教授 (11301)	
研究分担者	西内 康人 (Nishiuchi Yasuhito) (40437182)	京都大学・法学研究科・准教授 (14301)	
研究分担者	牧 佐智代 (Maki Sachiyo) (40543517)	新潟大学・人文社会科学系・講師 (13101)	
研究分担者	高橋 祐介 (Takahashi Yusuke) (50304291)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	
研究分担者	吉政 知広 (Yoshimasa Tomohiro) (70378511)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	室岡 健志 (murooka kenshi)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関